

「事業評価書 指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業」の要旨

評価の対象とした政策

事務・事業		評価の結果
1	警備員の検定に関する講習会	警備業務の実施の適正を図るためには、十分な数の検定取得者を確保する必要があるところ、直接検定のみでこれに応えることは、体制上の理由等から困難である。 一方、登録講習機関では、講習会の実施体制が常時確保されており、また、講習会は、学科講習及び実技講習を通じて受講者の専門的知識及び能力の涵(かん)養を図ることにより、高い修了率を確保しているなど、登録講習機関において講習会を行う必要性及び有効性は高いと認められる。 さらに、今後予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとした国内のイベント等における警備員の大量動員を見据えると、警備員の検定に関する講習会の必要性は一層高まるものと考えられる。
	【制度の趣旨】 都道府県公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、警備員又は警備員になろうとする者が、警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定する検定(直接検定)を行うこととされているところ、国家公安委員会の登録を受けた者(登録講習機関)が行う講習会の課程を修了した者については、検定の試験の全部又は一部を免除することができるとされている。 この制度は、警備業の人的基盤の高度化のため、学科講習及び実技講習を通じて警備員等の専門的知識及び能力の涵(かん)養を図るほか、民間事業者を参入させることにより、警備員等による検定取得の機会を増やそうとするものである。 現在、設備、施設、講習要件等の登録基準全てに適合するとして、3法人が国家公安委員会の登録を受けている。	
2	対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務	警備業者及び指定自動車教習所は、顧客等の機微にわたる個人情報を取り扱うことが多いことから、個々の事業者が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務等を理解し遵守することを支援する必要性は高いと認められる。 また、両団体において、ガイドラインの見直し等を推進するなど、加盟業者に対する個人情報の適正な取扱いの確保に大きく寄与しており、両団体による加盟業者への指導が徹底されていることもうかがわれるため、個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を実施する有効性は高いと認められる。
	【制度の趣旨】 国家公安委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体は、事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした団体であり、業界内における個人情報保護に関するガイドラインの策定・公表、対象事業者に対する情報提供、問合せ・苦情への対応等を行っている。	
3	ダンスの教授に関する講習及び試験 ※ 平成27年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の改正により、廃止	ダンス教授講習及びダンス教授試験は、ダンスの教授に関する技能及び知識の有無を適切かつ公平に判断することが可能な団体により行われる必要があったことに加えて、ダンスの教授に関する技能及び知識の修得に対するニーズもあったといえることから、ダンス教授講習及びダンス教授試験の必要性は高かったと認められる。 また、ダンス教授講習により一定水準以上の技能及び知識を有する者が確保されていたとともに、ダンス教授試験の合格者についてもダンス教授講習を修了した者と同等の水準が求められており、適切にダンス教授講習及びダンス教授試験が行われていたと考えられるため、その有効性は高かったと認められる。
	【制度の趣旨】 平成27年の風営法改正前においては、規制の対象であったダンスホール等営業のうち、一定の資格を有するダンス教師が専ら客にダンスを教授するいわゆるダンススクール営業については、ダンスの技能及び知識の教授を主たる営業内容としており、善良の風俗を害するおそれがないと認められたことなどから、規制の対象外とされていた。また、ダンスの教授に関する講習を修了して一定水準以上の技能及び知識を備えた者等であれば、その指導的側面が担保されると考えられたため、当該講習については、国家公安委員会が指定するものとされていたところ、6法人の実施する講習等が指定されていた。 しかし、ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、同年の風営法改正によりダンスホール等営業が風俗営業から除かれたことに伴い、ダンス教授講習及びダンス教授試験に係る制度は廃止され、現在は、指定を受けている講習及び試験はない。 ※「ダンスの教授に関する講習及び試験についての政策評価」は、今回の評価で終了となる。	
4	遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務	型式試験に対するニーズは高く、その実施については、複雑化・多様化している遊技機の機能の解析を行うことができる技術的能力等を有する機関が担う必要があることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の必要性は高いと認められる。 また、型式試験の適切な実施により、技術上の規格に不適合な遊技機が相当数排除されていることから、遊技機の認定又は型式試験の実施に関する事務の有効性は高いと認められる。
	【制度の趣旨】 風営法において、ぱちんこ屋等営業の営業者は、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならないこととされている。また、これを受け、遊技機の製造業者等は、遊技機の型式が一定の技術上の規格に適合しているか否かについて都道府県公安委員会の検定を受けることができることとされている。 もともと、当該検定に必要な試験(型式試験)については、遊技機の機能の複雑化・多様化によりその実施に時間及び高度な技術力を要するほか、都道府県公安委員会がこれを行うこととすると、全国的に営業活動を行う製造業者等にとって過度の負担となるとともに、行政事務の煩雑化を招くおそれがある。 そこで、風営法は、型式試験の実施に関する事務の全部又は一部を国家公安委員会があらかじめ指定する一般社団法人等に行わせることができるとしており、一般財団法人保安通信協会が当該指定を受けている。	

事務・事業			評価の結果
5	【制度の趣旨】	全国風俗環境浄化協会が行う事務・事業 風俗環境の浄化のためには、警察による指導、警告、取締り等の活動に加え、地域住民による自主的な風俗環境浄化活動を推進することが重要であり、地域住民と共同して、中核的活動を行う団体の存在が必要であると考えられたことから、風営法は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人のうち、同法で定める事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを風俗環境浄化協会として指定することができるとしている。 風俗環境浄化協会のうち、都道府県風俗環境浄化協会（都道府県協会）は、各都道府県の区域内において風俗環境に関する苦情の処理や都道府県公安委員会からの委託による風俗営業者等の管理者講習、風俗営業等の許可等の申請に係る営業所の構造設備の調査等の事業を行うものとして、各都道府県公安委員会が指定するものである。これに対し、全国風俗環境浄化協会（全国協会）は、都道府県協会の業務を行う者に対する研修や都道府県協会の事務についての連絡調整等を通じて都道府県協会の業務運営の活性化や都道府県協会との緊密な連携に努めるなど、全国的規模で広く民間における風俗環境の浄化活動を推進するための活動を実施するものとして、国家公安委員会が指定するものである。 現在、全国協会としては、一般財団法人全国防犯協会連合会が当該指定を受けている。	風俗環境の浄化等につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県協会の行う事務について、統一的かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行うなどの必要があるため、全国協会の事業の必要性は高いと認められる。 また、全国協会の活動は安定的かつ多様な手法で行われており、特に風営法に違反する行為を防止するための啓発活動は、ニーズも高く、風俗環境浄化活動への関心を喚起していると考えられることから、全国協会が行う事業の有効性も高いと認められる。
6	【制度の趣旨】	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務 猟銃又は空気銃の所持者による猟銃等に係る事件・事故を防止するため、銃刀法に基づく猟銃及び空気銃の所持の許可又は所持の許可の更新を受けようとする者は、都道府県公安委員会の行う猟銃等講習会を受講しなくてはならないとされている。 この点、当該講習会の講習のうち、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関するものについては、受講者による知識の効果的な習得等の観点から、専門的な知識を有し、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行っている団体に行わせることが、合理的な場合がある。 そのため、都道府県公安委員会は、当該講習に関する事務を、国家公安委員会が指定する法人（指定団体）に行わせることができるとされており、現在、52法人が当該指定を受けている。	猟銃等講習会は、各都道府県の実情に合わせて、銃の構造、機能等について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している講師を擁する指定団体に事務を適宜委託するなどしながら、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、確実に実施されている。その効果もあり、猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数は減少傾向にあり、猟銃等講習会は、猟銃又は空気銃の所持の許可等に当たって求められる各種手続と相まって、これらによる事件・事故の防止に資するものとなっていると考えられることから、猟銃等講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。
7	【制度の趣旨】	年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務 年少者の空気銃による事件・事故の防止を目的として、国民体育大会等の運動競技会における射撃競技のための空気銃の射撃練習等のため、年少射撃資格の認定を受けようとする者は、都道府県公安委員会の実施する講習会を受講しなくてはならないとされている。 この点、当該講習会の講習のうち、空気銃の使用の方法に関するものについては、受講者の知識の効果的な習得等の観点から、専門的な知識を有し、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行っている団体に行わせることが、合理的な場合がある。 そのため、都道府県公安委員会は、当該講習に関する事務を、国家公安委員会が指定する団体（指定団体）に行わせることができるとされており、現在、公益社団法人日本ライフル射撃協会が当該指定を受けている。	評価を実施した時期に開催された講習会は、約半数が日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われており、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、安定的かつ確実に開催されている。その効果もあり、評価を実施した時期において、年少者の空気銃による事件・事故は発生していないことから、年少射撃資格講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。
8	【制度の趣旨】	全国暴力追放運動推進センターが行う事務・事業 全国暴力追放運動推進センター（全国センター）は、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為及び被害の防止を図ることを目的とした団体である。「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団と交際しない」の3ない運動プラス1を柱に、暴力団の存在を許さない市民社会を目指した暴力団排除活動として、市民や企業の理解や参加を求める広報活動を積極的に行っているほか、都道府県公安委員会から指定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター（都道府県センター）担当者に対する研修等、公益性の高い事業を行っている。 この点、都道府県センターは、暴力団員からの不当な行為に関する相談活動等を行う民間の団体であることから、暴力団員からの報復を恐れるなどして警察への相談をためらう者も相談しやすいというメリットを有する。 全国センターは、都道府県センターによる暴力団関係相談業務等の全国的な斉一性を確保しつつ、上記のメリットを最大限に発揮させるため、都道府県センターの指導を行うとともに、暴力団排除に資する広報啓発活動や調査研究を行い、社会における暴力団排除活動の中核的な役割を担っている。	全国規模で活動する暴力団を排除するためには、広報啓発活動や調査研究も全国規模で実施する必要がある。また、暴力団関係相談業務を始めとする各都道府県センターの活動については、全国的な斉一性を確保しつつ効果的に実施していく必要があることから、全国センターの事務・事業の必要性は高いと認められる。 また、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数が増加傾向にあるなど、同相談に対する国民のニーズは高いといえるところ、全国センターによる暴力追放相談委員等に対する研修会による相談業務の質の向上や、調査研究結果を講義に活用することによる暴力団排除に対する意識の向上を図っているほか、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動に対する助成により暴力団犯罪被害者の救済に寄与していることに鑑みると、全国センターの事務・事業の有効性は高いと認められる。

事務・事業			評価の結果
9	交通事故調査分析センターが行う事務・事業		評価を実施した時期において、センターは交通事故に関する多くの分析や調査研究を実施するとともに、その成果についても安定的に提供している。また、センターが実施した交通事故に関する分析結果や調査研究の成果は、警察庁や国土交通省における準中型自動車区分の検討、事業用自動車の重大事故の再発防止策、先進安全自動車(ASV)に関する技術の開発・実用化・普及の促進、都道府県公安委員会及び道路管理者が連携して実施する交通事故防止対策等に活用されているほか、自動車メーカーによる先進安全技術の開発・普及にも活用されているなど、官民の交通安全対策の立案・実現において大きな役割を果たしている。 以上のことから、センターの事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められ、今後も、センターが官民の交通安全対策の立案・実現において果たすべき役割は大きいものと考えられる。
	【制度の趣旨】	交通事故調査分析センター(センター)は、道路における交通の安全と円滑を図ることを目的として、民間の活力を導入して効率的に交通事故調査分析を推進し、交通事故の原因を科学的に解明するため、国家公安委員会により、全国に一を限って一定の要件を満たす法人が指定されるものであり、公益財団法人交通事故総合分析センターが、当該指定を受けている。 センターは、指定法人として課されている秘密保持義務等を前提として、警察庁から交通事故情報及び運転免許情報について、国土交通省から自動車登録情報等について、それぞれ提供を受けるなど、行政機関等から秘匿性の高い個人のプライバシーに係る情報を含む情報の提供を受けている。その上で、センターは、これらの情報を統合した交通事故統合データベースを運用して総合的な交通事故分析を行うとともに、交通事故の実例に則して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査(事故例調査)を実施し、その分析結果や調査研究の成果をプライバシーの問題が生じないように加工した上で、官民からのニーズに応じて提供している。これによって、警察以外の行政機関、自動車メーカーを始めとする民間企業等においても、交通事故情報等を交通安全対策の立案や先進安全技術の開発・普及等に活用することが可能となっている。	
10	全国交通安全活動推進センターが行う事務・事業		全国的に道路交通の安全と円滑を図るためには、統一かつ全国的な視点から、全国規模の各種交通安全事業や各種人材育成事業が実施される必要があるところ、全国センターはこれらの事業を安定的に行っていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。悲惨な交通事故を抑止し、安全かつ快適な交通社会を実現するためには、官民一体となった取組により国民の交通安全意識の高揚を図ることが必要不可欠であり、今後も、全国センターが全国における民間による交通安全運動の中核として果たすべき役割は大きいものと考えられる。
	【制度の趣旨】	道路における交通の安全と円滑を図るためには、一般国民の協力を得て効率的に広報啓発活動等を推進することが必要であるところ、全国交通安全活動推進センター(全国センター)は、統一かつ全国的な視点から広報啓発活動等を行うほか、都道府県交通安全活動推進センター(都道府県センター)の事業の円滑な運営を図るため、国家公安委員会により全国に一を限って一定の要件を満たす法人が指定されるものであり、一般財団法人全日本交通安全協会が当該指定を受けている。	
11	盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定		視覚障害者が盲導犬を連れて安全に道路を通行するためには、指定法人が適切に盲導犬を訓練・認定することが必要であるところ、指定法人により盲導犬が安定的に育成及び希望者に貸与され、又は認定されていることから、指定法人の事務・事業の必要性及び有効性は高いと認められる。 今後も、視覚障害者の交通の安全と生活の利便の確保のため、指定法人が希望者のニーズを踏まえて盲導犬を育成・認定することの意義は大きいものと考えられる。
	【制度の趣旨】	視覚障害者が安全に道路を通行する上で、盲導犬を連れていくことは有効な手段であることから、視覚障害者が道路を通行する時は、つえを携え、又は盲導犬を連れていなければならないこととされているところ、盲導犬については、国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認めた犬とされており、11法人が当該指定を受けている。	
12	駆動補助機付自転車等の型式認定についての試験		型式認定試験は、技術的能力を有している団体がこれを行うことにより的確な認定が担保されているほか、評価を実施した時期における認定型式件数の累計は897型式に上るなどニーズも高く、道路交通の場における道路交通法令の基準を満たした駆動補助機付自転車等の普及に貢献しているものと考えられることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。 今後も、駆動補助機付自転車等に関する交通安全対策を推進するため、型式認定試験が果たすべき役割は大きいものと考えられる。
	【制度の趣旨】	型式認定制度は、国家公安委員会の認定により、駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)等の型式が道路交通法令の基準に適合することを外観上明らかにすることによって、事業者に対して同基準に適合する製品の制作又は販売を動機付け、駆動補助機付自転車等に関する交通安全対策の推進を図るための制度であるところ、国家公安委員会は、型式認定についての試験(型式認定試験)における技術面での的確性を担保するため、指定試験機関として、公益財団法人日本交通管理技術協会を指定している。	
13	外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成		本事務・事業の対象である6か国1地域のうち、ベルギーについては大使館関係者を除き領事機関での翻訳文作成業務が行われていないほか、他の国等についても領事機関の数は限られている。これに対し、日本自動車連盟は、評価を実施した時期において、年間平均約5,500件の翻訳文を発行しており、同連盟が翻訳文を適切かつ確実に作成することによって、当該翻訳文を添付した外国運転免許証を所持する者が、日本の運転免許を改めて取得する手間をかけることなく日本国内で自動車等を運転することが可能となっていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。 今後も、同連盟による翻訳文作成業務が、外国運転免許証を所持する者に関する交通の安全と円滑に果たすべき役割は大きいものと考えられる。
	【制度の趣旨】	我が国では、道路交通に関する条約(通称ジュネーブ条約)に基づく国際運転免許証を所持する者のほか、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国又は地域(6か国と1地域)の外国運転免許証であって、領事機関、指定法人等が作成した日本語による翻訳文を添付したものを所持する者についても、国内における自動車等の運転を認めることとしている。 国家公安委員会は、外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することが認められる法人として、一般社団法人日本自動車連盟を指定している。	